

18JEITA一デ家第018号
平成18年4月19日

関係各位

(社)電子情報技術産業協会
テレビネットワーク事業委員会
委員長 村山 裕
テレビ省エネ専門委員会
主査 井上 浩之

『標準』状態についてのガイドライン

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、テレビネットワーク事業委員会では、液晶テレビ、プラズマテレビの年間消費電力量測定時の画質モードについて下記の通りガイドラインを設定致しましたので、貴社関係部署に周知徹底の方よろしく
お願い申し上げます。

敬具

1. 定義

液晶、プラズマテレビの年間消費電力量を測定する場合の画質設定の標準状態とは、一般的に家庭で使用するメーカー推奨の画質設定で、適度なコントラスト比及び輝度等を有することを前提する。

2. 表記について :

①ユーザー、その他第三者に『標準』状態を伝える為、取り扱い説明書にメーカー推奨設定を明記する。

標準状態の名称については、各社の標準状態を示す名称に置き換えることは可とする。

文例を下記に示す。『○○』は、各社の標準状態を示す名称

例1)『○○』: 標準的なご家庭ではこのモードでご覧になることをお勧め致します。

例2)『○○』: 一般にご家庭でご使用される際のメーカー推奨の画質設定モードです。

②取り扱い説明書の年間消費電力量表示のあとに測定時の画質設定を下記の様に明記する

例) 210 kWh/年 (スタンダード時)

※ 標準設定が『スタンダード』の場合の例。

3. 適用製品 : 省エネ法対象の液晶テレビ・プラズマテレビ

4. 適用開始時期 : 可能な時期から速やかに適用を開始する。

以上